

インターネット上における人権侵害について

インターネットの利用に際して、名誉毀損やプライバシー侵害などの他人の人権を侵害する事案が発生しています。安易な書き込みで他人を傷つけないために、インターネットの特性を踏まえた上で、インターネット上で起こりうる人権問題について理解を深め、ルールやモラルを守って利用することが大切です。

○インターネット上で人権侵害の被害を受けたら

法務局では、あらゆる人権問題に関する相談を受け付けています。インターネット上での名誉毀損、プライバシー侵害といった相談では、プロバイダ等に対する発信者情報の開示請求や当該情報の削除依頼の方法を助言するほか、事案によっては、法務局から直接プロバイダ等に対し、削除の要請を行っています。

一人で悩まず、ぜひ法務局に相談してください。

相談窓口はこちら

○電話による相談 **子どもの人権110番**

ぜろぜろななのひゃくとおぼん
電話：0120-007-110

時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで

→ 最寄りの法務局につながります。相談しやすいように、フリーダイヤルで設置しています。

【みんなの人権110番】（電話：0570-003-110）及び

【女性の人権ホットライン】（電話：0570-070-810）でも相談を受け付けています

（最寄りの法務局につながります）。

○インターネットによる相談 **インターネット人権相談受付窓口**

パソコン・スマートフォン・携帯電話から <https://www.jinken.go.jp/>
（子ども向けの相談フォーム） <https://www.jinken.go.jp/kodomo>

→ 相談フォームに必要な事項を入力してください。後日、メール・電話又は面談により法務局から回答します。

インターネット
人権相談窓口



○その他の相談方法 **子どもの人権SOSミニレター**

全国の小・中学校の児童・生徒に、人権相談用の便せんと封筒が一体となった「子どもの人権SOSミニレター」を配布しています。

→ ミニレターに相談内容及び必要事項を記載してポストに投かん（切手不要）してください。後日、法務局から回答します。

子ども人権
SOS-eメール

